

通関時における関税等の納付手段の多様化

令和2年11月30日  
関税・外国為替等審議会  
関税分科会  
財務省関税局

## 1. 現行制度の概要

商業貨物等の通関においては、現金納付のほか、オンライン・リアルタイム口座振替方式やマルチペイメントネットワーク方式（ＡＴＭ、インターネットバンキング等による方式）によるキャッシュレス納付が可能となっている。

また、本邦に入国する旅客及び乗組員（以下「旅客等」という。）の携帯品等（注１）については、商業貨物の通関よりも簡易な通関手続の利用が可能となっているが、関税、内国消費税及び地方消費税（以下「関税等」という。）の納付については、現金納付となっている（注２）。

このため、現金を所持していない旅客等が関税等を納付しようとするときは、ＡＴＭや両替機等を利用して現金を用意する必要がある。

（注１）携帯品、別送品及び託送品。

（注２）旅客等の携帯品等については、輸入者が自らの選択により、商業貨物の通関として輸入（納税）申告を行うことにより、上記のキャッシュレス納付が可能。国際郵便物（賦課課税）の関税、消費税等の納付についても同様。

## 2. 検討

### （１）改正の必要性

キャッシュレスの環境整備に係る政府全体の方針を踏まえ、旅客等の輸入者等の利便性の向上及び通関手続の円滑化を更に進める観点から、所要の規定を整備のうえ、通関時にクレジットカードやスマートフォンを利用した小口のキャッシュレス納付を可能とすれば、納付手段を一層多様化することができる。

クレジットカードやスマートフォンを利用した小口のキャッシュレス納付は、現金と異なり、非接触型の決済方法であることから、新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止の観点からもメリットがあり、今後、ニーズが一層高まることが考えられ、行政手続のデジタル化にも資することとなる。

### （２）改正の内容

あらゆる貨物の通関時にクレジットカードやスマートフォンを利用した小口のキャッシュレス納付を可能とするための規定を整備することとする。具体的には、旅客等の携帯品等に係る関税等を対象とし、適正なキャッシュレス納付を実現するための所要の規定（納付受託者の指定・取消し、納付受託者への納付の委託、納付受託者の納付義務・帳簿保存義務・報告義務、納付受託者への質問検査等）を整備する。なお、旅客等の輸入者等が、納付受託者（クレジットカード会社等）に納付手続を委託し、納付受託者がその納付手続を受託し

た日に関税等の納付があったものとみなして、延滞税等を適用するものとする。

今後、キャッシュレス納付に関するシステム開発を進め、令和3年度中に旅客等の携帯品等の通関において導入を図り、当該携帯品等以外の貨物の通関についても順次、納付手段を一層多様化させていくこととする。

### 3. 改正の方向性

通関時における関税等の納付手段の更なる多様化等の観点から、キャッシュレス納付に係る所要の規定を整備することが適当ではないか。